

対応するため、平成19年度より、全国の主要なハローワークに「再チャレンジプランナー」を配置し、キャリアの自己点検や能力再開発、求職活動のノウハウの付与及び心理面や生活面の相談・助言等からなる総合的な支援計画を作成するとともに、必要な支援への誘導等を行うことにより、計画的な求職活動を支援している。また、リストラによるショック等から精神的な悩みや不安を抱えたまま不安定就労を繰り返す中高年齢者等に対しては、心理面や生活面の支援、就職後の職場適応・定着指導等の支援を、民間事業者に委託し実施している。

さらに、ニート状態にある若者等を就労等に導くためには、職業意識の啓発や社会適応

支援を含む包括的な支援が必要となっている。こうした支援は、各人の置かれた状況に応じて個別に行うことや、一度限りの支援に留まらず、継続的に行うことが必要である。

そこで、地域を主体とした若者に対する職業的自立支援のためのネットワークを構築し、これを通じた若者の職業的自立支援の取組を促進するため、「地域若者サポートステーション」を設置（全国50か所：平成19年度）し、来所、電話等により、キャリア形成に関する相談やメンタル面のカウンセリングも含めた相談支援を行っているほか、必要に応じて、職業意識啓発のためのプログラムや関係機関への紹介等を実施している。

事例紹介20 海外の取組

英国の若年男性に対する自殺対策（リーチングアウト）

英国における若年男性の全死亡原因の20%が自殺であり、若年者の死因としては最多です。こうした若年男性の多くは、様々な社会的不利やアルコール・薬物乱用問題、あるいは犯罪歴を抱えており、しばしば一見すると非致命的な軽微な自傷行為をくりかえしています。しかし彼らは、そうした問題を訴えて保健医療機関に援助を求めようとはしないまま、自ら命を絶っていくことが明らかにされています。

英国の国立精神保健研究所は、これまで若者の援助を行ってきた三つの地域プロジェクトに資金提供を行い、若年男性がいかにして援助にたどり着くことができるようになるのかを明らかにしました。三つのプロジェクトは、いずれも各地域の精神保健センター、青少年相談センター、自殺予防センター、薬物依存センター、就労支援センター、犯罪者更正センターなどの様々な公的および民間機関が共同する形で実施されました。全てのプロジェクトで独自に、講義やグループ討論、さらには認知行動療法を含んだ、4回程度の若年男性向けのプログラムを開発しました。

これらの活動を通じて、若年男性へのサービス提供の手段について、多くの知見が得られました。まず、若年男性といっても均一な集団ではなく、それぞれの集団に異なるプログラムが必要であること、「精神保健」という表現はそれだけで「弱い奴」「ダメな奴」というスティグマとなるため、「ストレスコーピング」などといった表現を用いた方がよいことが分かりました。また、若者の感性に訴えるために、若者たちの意見を取り入れて、まるでパンクロックのCDジャケットさながらのデザインとレイアウトを持った啓発パンフレットの作成も試みられ、若者たちに好評を博しました。さらに、アウトリーチ（現場出張）による支援は、抵抗感を軽減し、自尊心を傷つけることの少ないサービス提供方法であること、家族や友人など、若者が信頼する人に対して、支援に資する情報を提供することも有効であることが確認されました。また、若年男性の多くが決して自ら「サービスを受け取らない」のではなく、自尊心が傷つくことを恐れるあまり、周囲からの評価を気にしたり、人を信用したりするこ

とができず、「サービスを受け取りたくても受けとることができない」状況にあるということも明らかにされました。要するに、若者の援助機関へのアクセスを高めるためには、考え得るあらゆる手段で若者たちの文化や感性に訴えて、「手を差し伸べる（これが文字通り「リーチングアウト（reaching out）」ということなのです!）」ことが必要なのです。

この英国の対策には、社会的に逸脱した若年男性に対して排除的態度をとることも、逆に同情的・万能の救済者になることもなく、あくまでも相手の人格や自尊心を尊重しつつ、「自分を大切にすること」を伝えていくという姿勢が感じられます。また、「自分を大切にすること」という観点から、軽微な自傷行為や薬物乱用の問題——これらはいずれも自殺の重要な危険因子です——と向き合っていくという果敢な姿勢も評価に値するものといえるでしょう。我が国の自殺対策においても見習うべき点が多いといえます。

<リーチングアウトのパンフレット>



<若者向けのパンフレット>



(自殺予防総合対策センター)

4 経営者に対する相談事業の実施等

中小企業庁では、都道府県商工会連合会及び商工会議所において、経営上の問題解決のための相談事業を推進している。また、多様で地域に密着した中小企業の再生を図るため、全都道府県に設置している「中小企業再生支援協議会」で、相談から再生計画の策定支援まで、地域の金融機関など地域の総力を結集して中小企業の再生を支援することとしている。

さらに、国民生活金融公庫において、ビジネスプランの審査に基づき、創業者に無担保・無保証の融資を行う制度（新創業融資制度）を拡充（融資限度額を750万円から1,000万円への引き上げや自己資金の要件を「2分の1以上」から「3分の1以上」へ緩和）するとともに、中小企業金融公庫において、創業等の支援のために、定期的な財務報告を

行うことを条件に、本人保証を免除する制度（保証人猶予特例）を創設した。また、廃業経験者の再起業や、事業継続の見通しが見えない中小企業者の事業の早期転換を支援するための相談窓口を全国に設置したほか、中小企業金融公庫・国民生活金融公庫において再チャレンジする起業家の事業の見込み等を評価することにより融資を可能とする再チャレンジ融資制度を創設した。

金融庁では、平成19年7月18日の全国地方銀行協会との意見交換会及び7月19日の第二地方銀行協会との意見交換会において、自殺総合対策大綱を踏まえ、個人保証に過度に依存しない融資を推進するよう金融機関へ要請を行った。今後とも、業界団体との意見交換会など様々な場を活用して、金融機関へ要請することとしている。

事例紹介21 民間団体の取組

「中小企業経営者の自殺を防ぎたい」

記憶の奥底に、鮮やかに刻印されたひとつの新聞報道があります。それは、6年前の平成13年5月の連休のことです。知人が秋田県から岩手県に越える国道の陸橋から、60メートル下の谷底に飛び込みました。50歳代前半の若さで、愛する妻や子ども達をこの世に残し、自殺したのです。記事に接し、やる瀬の無い悲しみに襲われました。それから、怒りのような感情が立ち上がりました。

—これから何人の経営者が自殺するのであろうか。

当時、私は自己破産のさなかで、NPO法人を立ち上げることが出来ませんでした。恩師、友人の力を借りて中小企業経営者と家族の自殺を防ぐ「蜘蛛の糸」を立ち上げ、活動を開始したのは翌年6月ですから6年目になりました。その間の相談件数は233社。面談回数は950回を超えました。233社のうち、212社が倒産、17社が再起、2社の経営者がいのちを落とされました。

相談の基本的スタンスは常に現場にあります。「虫の目」のような低い目線から相談者の悲しみを覗きます。平成2年にバブルが崩壊してから17年、地方経済はあまりにも疲弊しました。首都圏の経済発展とはうら腹に地方経済は崩壊したままです。中小企業経営者の自殺は地域格差の影にほかなりません。4年目に入り、相談回数が500回を超えたところから、経営者の自殺は、「防げる」と確信するようになりました。それは、経営者の生きる復元力の強さにあります。パニックに陥ったり、挫折した経営者が時間の経過と共に蘇ります。

私が、自殺問題は「社会問題である」と認識したのは、自殺対策基本法の制定一年前でした。個人問題と考えると、個人の宗教、哲学、人生観などが錯綜し、対策が難しくなります。国、地方公共団体や民間団体は関与出来ません。年間3万人をこえる自殺者、30万人以上の自殺未遂者、1兆円を越える逸失所得、地域風土に及ぼすダメージまでが懸念されるのに、何で個人問題なのでしょう。人生半ばで逝った仲間たちの悲しみが私を活動に駆り立てています。地域社会に貢献してきた仲間たちを、「倒産ごときで死なせてたまるか」の思いに駆られつつ。

(特定非営利活動法人「蜘蛛の糸」 理事長 佐藤 久男)



5 法的問題解決のための情報提供の充実

日本司法支援センター（愛称：法テラス）は、総合法律支援法に基づき、平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。

法テラスの行う情報提供業務は、法的問題を解決するために、裁判その他法による紛争解決のための制度の有効な利用に資する情報

や、弁護士、司法書士その他法律専門職者や適切な関係機関・団体等の情報を広く一般に無料で提供し、情報面でのアクセス障害をなくそうとするものである。

情報提供業務は、知っていれば有効に利用できる様々な法律制度や法律相談を実施している関係機関の情報等を提供することにより、